

E-0689

0350



分類 E 2-3:1.3

公機密第五六號

昭和九年一月十八日

在滿洲國特命全權大使 菱刈 隆

外務大臣 廣田弘毅殿

滿洲ニ於ケル有價證券日本國內ノ流通ニ關スル件
本年一月十六日特務部ニ於テ聯合研究會開催別添「滿洲ニ於ケル有價證券日本國內ノ流通ニ關スル件」特務部第五委員會作成案ヲ附議シタルカ本件ハ本邦資本ヲ滿洲ニ誘致スル必要上立案セラレタルモノニシテ滿洲國カ日本ニ於テ募集スヘキ圓價證券ヲ主トシ立法上相當困難アルヘキモ出先ノ希望トシテ中央ニ具申スル趣旨ニ於テ主義トシテ異議無ク可決散會セリ
右何等御參考迄報告ス

外務省

8. 12

滿洲ニ於ケル有價證券日本國內ノ流通ニ關スル件

昭六二六
第五委員會

第一方 針

滿洲國々債及地方債ノ證券、會社ノ株式及社債券ヲ内地ニ於テ流通ヲ容易ナラシムル爲メ別紙ノ法律命令ノ改正ヲ望ム
法令ノ改正ヲ要セサルモノニ付テモ同種ノ日本國證券カ受クルト同様ノ取扱ヲ與ヘラレン事ヲ關係各廳ヘ協議スルコト

第二要 領

滿洲國々債證券、地方制度ノ改正ニ伴ヒ起ルヘキ滿洲國ノ地方債就中主要都市ノ市債ノ債券並會社ノ株式及社債等カ日本國內ニ於テ之ト同種ノ日本國證券カ受クルト同様ノ取扱ヲ受クルニ非サレハ滿洲ニ於ケル事業ニ對シ日本ニ於テ投資ヲ爲スモノ少ク兩國經濟ノ融合得テ望ムヘカラス
而シテ滿洲國有價證券カ日本ノ財界ニ於テ如何ナル待遇ヲ受クルカヲ檢スルニ滿洲國々債カ日銀ノ見返擔保タルヲ得ルノミニシテ他ハ

外務省

8. 12

E-0689

0351

未タシ
滿洲國ノ前ニ述ヘタル有價證券ニ對シ日本ニ於テ開カレサルヘカラサル道ハ
1、特種銀行、貯蓄銀行、無盡會社、信託會社、產業組合中央金庫等カ貸付金ノ擔保トシテ取入レ得ル有價證券中ニ之ト同種ノ滿洲國ノ有價證券ヲモ認メラルコト
2、以上ノ金融機關、大藏省預金部、特殊會社等カ預リ金、餘裕金及資金ニ依リテ買入レ得ル有價證券ニモ認メラルコト
3、供託金、保證金ノ納入ニモ認メラルコト
等ニシテ之カ爲メニハ別記ノ如キ法律命令ノ改正ヲ望ミ法令ノ改正ヲ要セサルモノニ付テモ其ノ取扱方ニ關シ關係各廳ト協議ノ上同種ノ日本證券ト同様ニ取扱ハレンコトヲ求ムルモノトス

外務省

8. 12

參考

改正ヲ要スル法律

第一 日本銀行條例

第十六條 日本銀行ハ公債證書ヲ買入レ又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ（日本銀行ハ公債證書又ハ滿洲國ノ公債證書ヲ買入レ又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ）

第二 橫濱正金銀行法

第八條 橫濱正金銀行ハ營業ノ都合ニ依リ公債證書、地金銀又ハ外國貨幣ヲ買入レ又ハ賣拂フコトヲ得

（橫濱正金銀行ハ營業ノ都合ニ依リ公債證書、滿洲國ノ公債證書、地金銀又ハ外國貨幣ヲ買入レ又ハ賣拂フコトヲ得）

第三 日本興業銀行

第九條 日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス

第一、國債證券、地方債證券、社債券及株式ヲ質トスル貸付

外務省

8. 12

E-0689

0352

第四

臺灣銀行法

外務省

8. 12

第五

北海道拓殖銀行法

第五條

臺灣銀行ハ左ノ營業ヲ營ムモノトス

第十國債證券、地方債證券、社債券若ハ株券ノ募集其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

(國債證券、地方債證券、滿洲國ノ國債證券若ハ地方債證券社債券又ハ株券ノ・・・・・)

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

國債證券、地方債證券、社債券若ハ株券ノ募集其ノ拂込金ノ受入又ハ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

(國債證券、地方債證券、滿洲國ノ國債證券若ハ地方債證券、社債券又ハ株券ノ・・・・・)

第六

貯蓄銀行法

第五條

國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ

外務省

8. 12

第七

信託業法

割賦販賣
其ノ他前號ニ掲クル有價證券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂
ノ取扱
(國債、地方債、滿洲國ノ國債若ハ地方債又ハ特別ノ法令ニ依
リ設立シタル法人若ハ滿洲國ノ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法
人ノ債券ノ割賦販賣
第十一條 貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外資金ヲ運用スルコト
ヲ得ス
國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
(國債、地方債、滿洲國ノ國債若ハ地方債、社債又ハ株式ノ
• • • • •
註 本條ノ有價證券ノ種類ハ貯蓄銀行ノ義務供託ノ有價證券ニ
援用セラル。 • • • • • 第九條)

外務省

8. 12

第八

無盡業法

第五條 信託會社ハ左ニ掲クル業務ニ限り之ヲ併セ營ムコトヲ
得
一 公債、社債券若ハ株式ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元
利金ノ支拂ノ取扱
(公債、滿洲國ノ公債、社債券若ハ株式ノ募集 • • • • •)
第七條 信託會社ハ • • • • • 國債ヲ供託スヘシ
(信託會社ハ • • • • • 國債又ハ滿洲國ノ國債ヲ供託ス
ヘシ
第十一條 信託會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ
運用スルコトヲ得ス
一 公債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
二 公債其ノ他前號ニ掲クル有價證券ヲ質トスル貸付
(公債、滿洲國ノ公債、社債又ハ株式ノ • • • • •)

外務省

8. 12

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス
一 國債、地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式ノ買入
二 前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付
（國債、地方債、滿洲國ノ國債若ハ地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人又ハ滿洲國ノ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式ノ買入）
第九 取引所稅法
第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引所稅ヲ課セス
（國債證券及滿洲國ノ國債證券ニハ・・・・・・）

外務省

8. 12

「參考」

法律ノ改正ヲ要セサル關係各廳ト協議ヲ要スルモノ
（法制局及大藏、拓務、農林、商工、司法ノ各省）

（一）日本勸業銀行法

第三十二條 日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス
一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ・・・・・・

（二）朝鮮銀行法

第十七條 朝鮮銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
前項ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其他ノ大藏大臣ノ指定スル確實ナル有價證券ノ買入レヲ爲スコトヲ得

（三）臺灣銀行法

第十條 右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債券、勸業債券農工債券、興業債券其他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ

外務省

8. 12

E-0689

0355

應募、引受又ハ買入レヲ爲スコトヲ得

(四) 北海道拓殖銀行法

第八條ノ二 北海道拓殖銀行ハ前四條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトヲ得

第九條 北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕アルトキハ國債證券、地方債證券、社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

(五) 農工銀行法

第八

ノ有價證券

第二十二條

第二十三條 農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券又ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタ

外務省

8. 12

ル有價證券ヲ買入レ……………

(六) 信託業法

第四條 信託會社ハ左ニ掲クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス

一 有價證券

(七) 東洋拓殖株式會社法

第二十一條 營業上ノ餘裕金ハ一時國債證券若ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ……………ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

(八) 産業組合中央金庫法

第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ス

一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券

外務省

8. 12

E-0689

0356

(九) 供託法

第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及有價證券ハ供託局ニ於テ之ヲ保管ス

は(イ)

8. 12

外務省

参考 勅令以下ノ改正ヲ要スルモノ

一 預金部資金運用規則

第一條

二 (産業組合法第四十六條ノ二ニ依ル) 市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル件

第二條

三 朝鮮信託業令

第十一條

四 朝鮮殖産銀行令

第十六條

五 金融組合令

第五十三條ノ三

六 朝鮮無盡業令

第十條

8. 12

外務省

E-0689

0357

七 臺灣ニ於テモ之ト類似ノモノ
 ハ 保險會社カ供託金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ニ關スル件
 (省令)
 九 會計規程正八十八條
 入札又ハ契約ノ保證金ニ關スル件
 國債ヲ以テ保證金ヲ納入セシムルコトヲ得
 十 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スヘキ證券ノ種
 類(告示)

外務省

「参考」
 勅令以下ノモノニシテ關係官廳ト協議ヲ要スルモノ
 (改正ノ要ナキモノ)
 一 金融組合業務監督規程 第六十七條
 二 朝鮮信託業令 第二條
 三 朝鮮殖産銀行令 第二十六條
 四 金融組合令 第九條
 五 取引所令 第十二條(有價證券ノ名柄ニ付認可ヲ受クヘシ)
 第十八條(營業保證金ハ商工大臣ノ指定スル有價證券ヲ以テ之ニ
 代用スルコトヲ得)

外務省

日滿有價證券
相互優遇

満洲國より
兩省に希望
日滿有價證券の相互優遇問題は、満洲國政府と日本政府との間に、長らく交渉されてゐた。最近、満洲國政府は、日本政府に対し、日滿有價證券の相互優遇を希望する旨を、正式に通告した。日本政府は、この希望に対し、大體賛同する旨を、返答した。この結果、日滿有價證券の相互優遇問題は、大體解決した。以下、その交渉の経緯を、大體の順序で、述べる。

一、我が政府及び民間經濟團體の取
扱上の優遇だけで實行出来得る
ものと
二、法律の改正を必要とするもの
と

一、我が政府及び民間經濟團體の取
扱上の優遇だけで實行出来得る
ものと
二、法律の改正を必要とするもの
と

満洲國有價證券に
國境を撤廢せよ

満洲でも日貨債を平等待遇
日滿經濟統制先驅

【東京特電二十三日】日滿經濟統制の二大柱として、兩國の有價證券の相互的優遇問題が具體化されつつあることは、最近、東京中の星野滿洲國財政部總務司長、小池關東軍特務部囑託は大藏、商工兩省に對して、日本の資本の滿洲投資を促進するたため満洲國政府、公共團體、會社、法人等の發行する公債、社債、株式も日本の有價證券市場その他に於いて内地のそれらと同様の待遇を與へることを代價として滿洲國においても日本の有價證券市場の自由移動問題、即ち為替管理法の改正並に特種的取扱、與業銀行法、貯蓄銀行法等の改正、日銀見返り擔保制度等の諸問題、二、商工省關係として満洲國關係公社債株式の取引所上場問題等を包含することになるが先づ今後の方針としては取扱ひ上の便宜手段により解決し得る點に具體化を進め、漸次法律改正にまで及ぶ方針の如くである。

走

42
3
18

42
3
18

法

大
四
賣つても買つても罪になる

解任、財政部、財政支出の「決定」とし、發行せる「國幣」(紙幣)は元來東國銀行に於いては發行權止となつてゐるが、朝鮮銀行が發行以來日本人間に相傳へるに依つて、東國銀行に於ては「東國銀行に於ては日本人に發行せられてゐる」と、朝鮮銀行に於ては「東國銀行に於ては日本人に發行せられてゐる」とを主張するものとして、從來の宣大なる「配對」を経て一様に「取崩し、辨別を認察するところ」になつた。

壽搖彩票

三月は、何より發賣開始の協定であつた。發賣協定は歐米の國權上特賣品が賣れて母がた虧、思存協定で第一の代理人の準備が整つたので、是れから一時期の發賣を待つた事として發賣開始と共に相當の賣行を見る事であらう、又代賣人指申附せられ、

法

